

入札・契約制度の一部見直しについて

入札・契約制度に係る以下の内容について、この度、見直しを行いましたので報告いたします。

1 最低制限価格等の算定基準の見直し

これまで、区では工事請負契約における最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定基準については、国の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（中央公契連モデル）の平成28年モデルを採用していたが、国は令和4年3月に同モデルを改定し、ダンピング対策のさらなる徹底を図るため、算定基準について適切に見直すよう、各自治体に要請した。

こうした国の要請をはじめ、労働者の労働環境の整備を促進することによる担い手の育成や確保、さらには公契約条例の趣旨等を踏まえ、算定基準について国の令和4年モデルを適用することとする。また、これに伴い、区独自に算定している失格基準価格についても、国は低入札調査基準価格に近づけることによって実効性を確保するよう要請していることから、これを受け、算定基準を見直すこととする。

なお、今後も国のモデルが改定された際は、速やかに見直しを行うものとする。

（1）算定基準（算定式及び設定範囲）の見直し内容

別表のとおり

（2）適用開始日

令和5年10月1日

※なお、今回の見直しに伴い、最低制限価格を適用している一部の業務委託契約（予定価格5百万円以上の設計・測量など）についても設定範囲を同様に見直すこととする。

2 公契約条例に係る特定公契約の適用範囲拡大

労働者の適正な労働環境の整備を一層推進するため、現在対象外としている業務について、受託事業者への賃金調査を実施し、労働報酬下限額を下回る賃金の支払いがあった業務について特定公契約の対象とすべきか検討を行った。その結果、以下の業務について新たに特定公契約の対象に加えることとする。

（1）新たに対象とする業務及び選定理由

① 学童クラブ運営等業務

一部の事業者においてパートタイマーの一部に下限額を下回る賃金の支払いがあり、中には最低賃金と同額の支払いも確認された。また、公契約条例を制定している近隣区において同業務を特定公契約の対象としている。

② 放置自転車撤去移送業務

一部の事業者においてパートタイマーの一部に下限額を下回る賃金の支払いがあった。また、複数ある放置自転車対策に係る契約のうち、集積所の受付業務を伴う場合は既に特定公契約の対象となっている。

（2）適用開始日

令和6年4月1日

算定基準（算定式及び設定範囲）の見直し内容

項目	現行（平成 28 年モデル）	見直し後（令和 4 年モデル）
最低制限価格及び低入札調査基準価格 （国基準）	算定式 ①直接工事費×0.95 ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費×0.9 ④一般管理費×0.55 ⑤ガス工事費 ⑥発生材費等売却費 以上の合計×消費税 設定範囲 予定価格の70%～90%	算定式 ①直接工事費× <u>0.97</u> ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費×0.9 ④一般管理費× <u>0.68</u> ⑤ガス工事費 ⑥発生材費等売却費 以上の合計×消費税 設定範囲 予定価格の <u>75%～92%</u>
失格基準価格 （区独自基準）	算定式 ①直接工事費×0.80 ②共通仮設費×0.75 ③現場管理費×0.65 ④一般管理費×0.35 ⑤ガス工事費 ⑥発生材費等売却費 以上の合計×消費税 設定範囲 予定価格の70%～90%	算定式 ①直接工事費× <u>0.85</u> ②共通仮設費× <u>0.80</u> ③現場管理費× <u>0.70</u> ④一般管理費× <u>0.40</u> ⑤ガス工事費 ⑥発生材費等売却費 以上の合計×消費税 設定範囲 予定価格の <u>75%～92%</u>